

登別市観光交流センター『ヌプル』の使用許可申請を受け付けます

3月1日(水)のオープンを予定している『ヌプル』の使用許可申請を受け付けます。

受付開始日・場所 1月4日(水)・婦人センター

申請方法 婦人センター備え付けの申請用紙に必要事項を記入し提出

●登別市観光交流センター『ヌプル』（登別港町1丁目4-9）
使用可能時間 9時～21時

室名等	面積	使用料（1時間あたり）
多目的室全面	334.02平方 [㎡]	2,000円
多目的室A	154.06平方 [㎡]	1,000円
多目的室B	38.50平方 [㎡]	300円
多目的室C	86.64平方 [㎡]	600円
多目的室D	42.21平方 [㎡]	300円
調理室	31.85平方 [㎡]	200円

問い合わせ

施設に関すること：商工労政グループ（☎⑤ 2 1 7 1）

貸館に関すること：婦人センター（☎③ 3 5 1 1）

1月は償却資産（固定資産税）の申告月です

令和5年度の償却資産（固定資産税）の申告期限は、1月31日(火)です。

土地や家屋のほか、償却資産（事業用の資産）についても固定資産税の課税対象となります。毎年1月1日現在、償却資産をお持ちの方は申告が必要です。

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から、所有者が死亡した不動産について相続登記の申請が義務化されます。不動産の所有者死亡後に相続

12月中旬に申告書を送付しますが、届いていない場合や不明な点がある場合は問い合わせください。

☎ 税務G（☎⑤ 1 1 5 5）

「申し込み」

中の「G」は「グループ」の略です

登記をしないと、不動産の売却ができないなどの問題が生じる可能性があるほか、行政が登記簿上の持ち主を把握することができず復興事業の妨げになるなどの問題が生じます。

※詳しくは法務省ウェブサイトをご覧ください。

☎ 税務G（☎⑤ 1 1 5 5）



軽自動車継続検査の納税証明書の提示が原則不要になります

令和5年1月より、軽自動車税（種別割）の納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになったため、原則、継続検査窓口での納税証明書の提示が不要となります。

なお、納付情報がオンライン上へ登録されるまでに日数を要する場合がありますので、納付後すぐに継続検査を申請する方は、納税証明書の提示が必要となる場合があります。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

☎ 税務G（☎⑤ 1 1 5 5）



法定調書は期限までに提出してください

令和4年分の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書』『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』は所轄税務署長、『給与支払報告書（個人別明細書・総括表）』『退職所得の特別徴収票』などは受給者の住所地の市区町村長に期限までに提出してください。

また、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である場合は、e-Tax^{タックス}などによる提出が必要です。

提出期限 1月31日(火)

☎ 法定調書などについて：室蘭税務署（☎② 4 1 5 1）、給与支払報告書などについて：税務G（☎⑤ 1 1 5 5）

20歳から国民年金の加入がスタートします

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての方に加入が義務付けられています。

老後の生活保障だけでなく、病気やケガで障がいが残ったときや亡くなったときなど、万が一に備えて、加入者同士が互いに支え合う制度です。

◆加入者の種別

①第1号被保険者：学生、自営業者、農林漁業者など、第2号・第3号被保険者に該当しない方

②第2号被保険者：会社員や公務員など、厚生年金に加入している方

③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

◆加入手続き

①の方：日本年金機構から国民年金に加入したお知らせが届きます。20歳になってから2週間程度経過しても届かない場合は、年金・長寿医療グループや各支所で手続きをしてください

②の方：勤務先で行うため、個別の手続きは不要です

③の方：配偶者の勤務先を通じて加入手続きをしてください

※『学生納付特例』や『納付猶予制度』『免除制度』など、保険料の支払いを猶予・免除する制度があります。詳しくは問い合わせください。

☎ 年金・長寿医療G（☎⑤ 2 1 3 7）